

令和8年2月5日

建設消防委員会

住宅課

専決処分（法第180条関係）について

市営住宅使用料請求事件

番号	専 決 年 月 日	相 手 方 の 住 所 ・ 氏 名	住 宅 使用 料 滞 納 額 月 数 及 び 金 額
1	令和8年 1月 19日	名古屋市南区 道徳新町二丁目 A氏	3か月 72,000円
請求内容			
火災等に伴う市営住宅の一時使用許可の取扱いについての定めにより使用許可した住宅使用料の請求。			
物件 市営住宅鷺の宮団地松1棟205号室			
要旨			
住宅使用料の滞納者に対し、令和7年11月28日付けで名古屋簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、令和8年1月6日に滞納者から同裁判所に対し当該督促に係る異議申立てがなされたため、民事訴訟法第395条により、本市が訴えを提起したものとみなされる。			
※民事訴訟法抄			
第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。			